

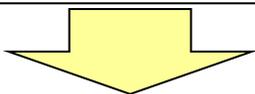
# 建築工事における週休2日促進工事の 実施について

## 建設業の働き方改革の推進

○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年7月6日公布）

- ・ 時間外労働の上限規制（45時間/月かつ360時間/年）
- ・ 上限規制を超える場合、雇用主に懲役又は罰金

建設業においては5年の猶予期間後、令和6年4月1日から適用



## 週休2日促進工事を試行

「週休2日」…対象期間内において4週8休以上の現場閉所（現場休息）

- 対象工事 : 県土マネジメント部が発注する全ての建築工事（建築設備工事を含む）  
（社会的要請により工期等に制約がある工事、緊急に対応することが必要な工事等を除く）
- 発注方式 : 受注者希望方式
- 積算における対応 : 当初設計に必要経費を計上。4週8休が未達の場合、現場閉所（休息）の達成状況に応じて減額変更。
- 工事成績評価における対応 :  
4週8休以上の現場閉所（休息）を実施した場合、工事成績評価において評価する。  
（実施できなかった場合であっても、減点を行わない。）
- 令和5年9月1日以降に入札公告又は指名通知する建築工事から適用